練馬区会計年度任用職員(保育補佐員)採用選考 誓約書

私は、練馬区会計年度任用職員(保育補佐員)の採用選考に際し、以下の事項を誓約いたします。

- 1 採用選考の過程で提出する書類及び申告する内容はすべて事実であり、事実と異なる申告は一切いたしません。
- 2 私は、地方公務員法第16条の各号のいずれにも該当しません。

地方公務員法 第十六条(欠格条項)

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しく は選考を受けることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 3 私は、「性的虐待」や「わいせつ行為」などにより、「禁錮刑以上の刑」に処せられたこと、または「懲戒処分」もしくは「分限処分」(他自治体や民間企業含む)を受けたことはありません。
- 4 私は、裏面記載の、<u>令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者</u> による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第2条第8項に規 定する特定性犯罪事実該当者ではありません。
 - ※ なお、本誓約書署名時に同法第2条第7項第6号が委任する政令が制定されていない場合であって も、青少年健全育成条例や迷惑防止条例等の条例における同号イから二に定める行為に対する罰則 について、前科がないこと(当該前科に係る特定性犯罪事実該当者に該当しないこと)を、本誓約書を もって誓約いたします。
- 5 私は、以下の場合は内定取消となることに同意します。
 - (1) 学歴、職歴、資格、犯罪歴その他の重要な経歴の詐称があるとき。
 - (2) 区から対応を指示された学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)に基づく犯罪事実確認に必要な手続等に対応しないとき。
 - (3) 犯罪その他社会的に不相当な行為を行い会計年度任用職員として不適格と区が判断したとき。

令和 年 月 日

|--|

(参照条文)

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律 (令和6年法律第69号)(抄)

(定義)

第二条(略)

- 7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。
 - 一 刑法(明治四十年法律第四十五号)第百七十六条、第百七十七条、第百七十九条から第百八十二条 まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条(同項の罪に係る部分に限る。)の罪
 - 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律(昭和五年法律第九号)第四条の罪(刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。)
 - 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
 - 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年 法律第五十二号)第四条から第八条までの罪
 - 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録 の消去等に関する法律(令和五年法律第六十七号)第二条から第六条までの罪
 - 六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイから二までに掲げる行為のいずれかを罰するものとして 政令で定めるもの
 - イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
 - ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機 その他の機器(以下この口において「写真機等」という。)を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身 体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
 - ハ みだりに卑わいな言動をする行為(イ又は口に掲げるものを除く。)
 - ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為
- 8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
 - 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者(その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者(当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。)を除く。)であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
 - 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行 を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの